○国土交通省令第三十九号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十三条第二項の規定に基づき、船員法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

船員法施行規則の一部を改正する省令

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（医師の指定） **第五十七条**　法第八十三条の規定による健康証明をする医師は、次に掲げる医師とする。 一　（略） 二　次の表に掲げる法人の病院又は診療所の医師 名称　主たる事務所の所在地 公益社団法人日本海員掖済会　（略） （略）　（略） 三　（略）	（医師の指定） **第五十七条**　法第八十三条の規定による健康証明をする医師は、次に掲げる医師とする。 一　（略） 二　次の表に掲げる法人の病院又は診療所の医師 名称　主たる事務所の所在地 一般社団法人日本海員掖済会　（略） （略）　（略） 三　（略）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○国土交通省令第四十号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十一条第一項の規定に基づき、船員電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

船員電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令

船員電離放射線障害防止規則（昭和四十八年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第七条　船舶所有者は、放射線業務従事者の受ける等価線量（第三十八条第一項第三号に掲げる線量に係る等価線量を除く。）が次に掲げる値を超えないようにしなければならない。 一　眼の水晶体　五年間につき百ミリシーベルトかつ一年間につき五十ミリシーベルト 二　皮膚　一年間につき五百ミリシーベルト 2　（略） （線量の測定） **第十二条**　（略） 2　前項に規定する外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値を考慮して国土交通大臣が適当と認めるものについて行うものとする。 3・4　（略）	**第七条**　船舶所有者は、放射線業務従事者の受ける等価線量（第三十八条第一項第三号に掲げる線量に係る等価線量を除く。）が一年間につき、次に掲げる値を超えないようにしなければならない。 一　眼の水晶体　百五十ミリシーベルト 二　皮膚　五百ミリシーベルト 2　（略） （線量の測定） **第十二条**　（略） 2　前項に規定する外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量について行うものとする。ただし、次項の規定により、同項第二号に規定する部位に放射線測定器を装備させることにより行う測定は、七十マイクロメートル線量当量について行うものとする。 3・4　（略）